

富津市社会福祉協議会への寄附金が税額控除制度の対象となります。

富津市社会福祉協議会は、君津郡市広域市町村圏事務組合より【税額控除対象法人】の証明を受けました。

令和3年8月30日以降の寄附金は税額控除制度の適用を受けることができるようになりました。

また、社会福祉協議会の会費も税額控除の対象となります。

～いずれか有利な方を選択することができます～

① 所得控除を選択した場合

その年に支払った特定寄附金の合計額－2,000円を年間所得から控除

◎高所得で税率が高い方ほど減税効果大

② 税額控除を選択した場合

(その年に支払った特定寄附金の合計額－2,000円) × 40%を
所得税額から控除

◎税額から直接差し引きのため小口寄附にも減税効果大

※控除が受けられる特定寄附金の合計額は、その年の総所得金額等の40%相当額が限度です。また、税額控除額は、その年分の所得税額の25%が限度です。

※控除を受けるための手続きとして確定申告が必要です。本会の発行した「領収書」及び「税額控除に係る証明書」の写しを添付してください。
(税制制度についての詳しい内容等は税務署にお問い合わせください。)